

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)	備考
堺 277号	相原町 127番2地先	相原町 119番	1.82	147.60	別図 1
堺 377号	相原町 3075番1地先	相原町 3077番地先	1.82	40.00	別図 2
堺 496号	相原町 3083番地先	相原町 3086番地先	1.82	94.00	別図 2
南 1604号	鶴間三丁目 1番1地先	鶴間三丁目 1番1地先	12.00	160.90	別図 3
堺 103号	小山ヶ丘三丁目 8番地先	小山ヶ丘三丁目 8番地先	2.75	83.80	別図 4
堺 109号	小山町 2365番地先	小山町 2312番3地先	2.75	124.59	別図 4
堺 110号	小山町 2365番地先	小山町 2373番地先	1.82	220.00	別図 4
堺 1067号	小山ヶ丘三丁目 9番2地先	小山ヶ丘三丁目 9番3地先	4.00	27.85	別図 4

説明

本件は、道路として機能のない路線及び土地区画整理事業の区域内に存する路線を廃止するものです。

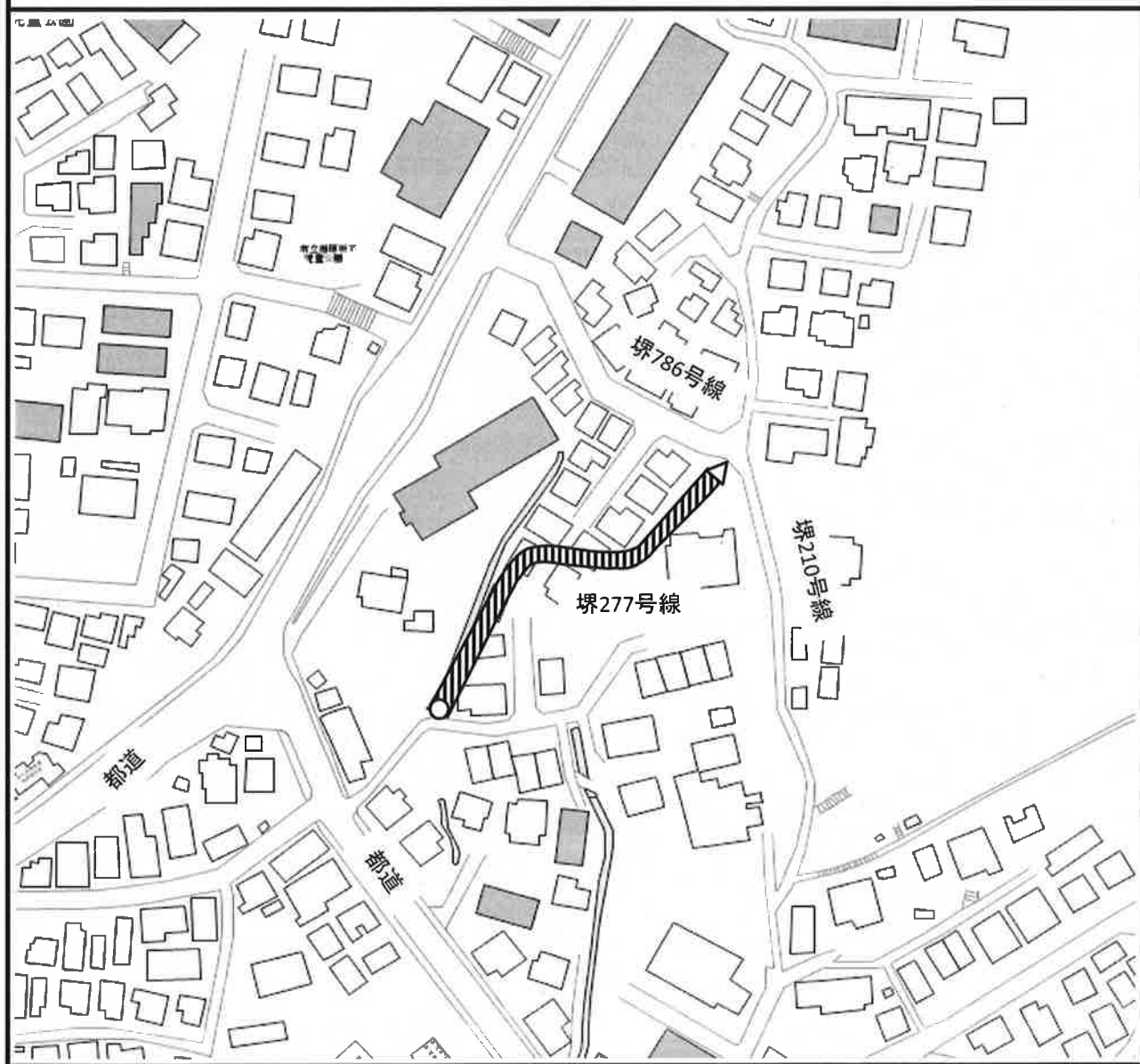
市道路線の廃止略図

町田市相原町 地内

市道 堺277号線(一部廃止)



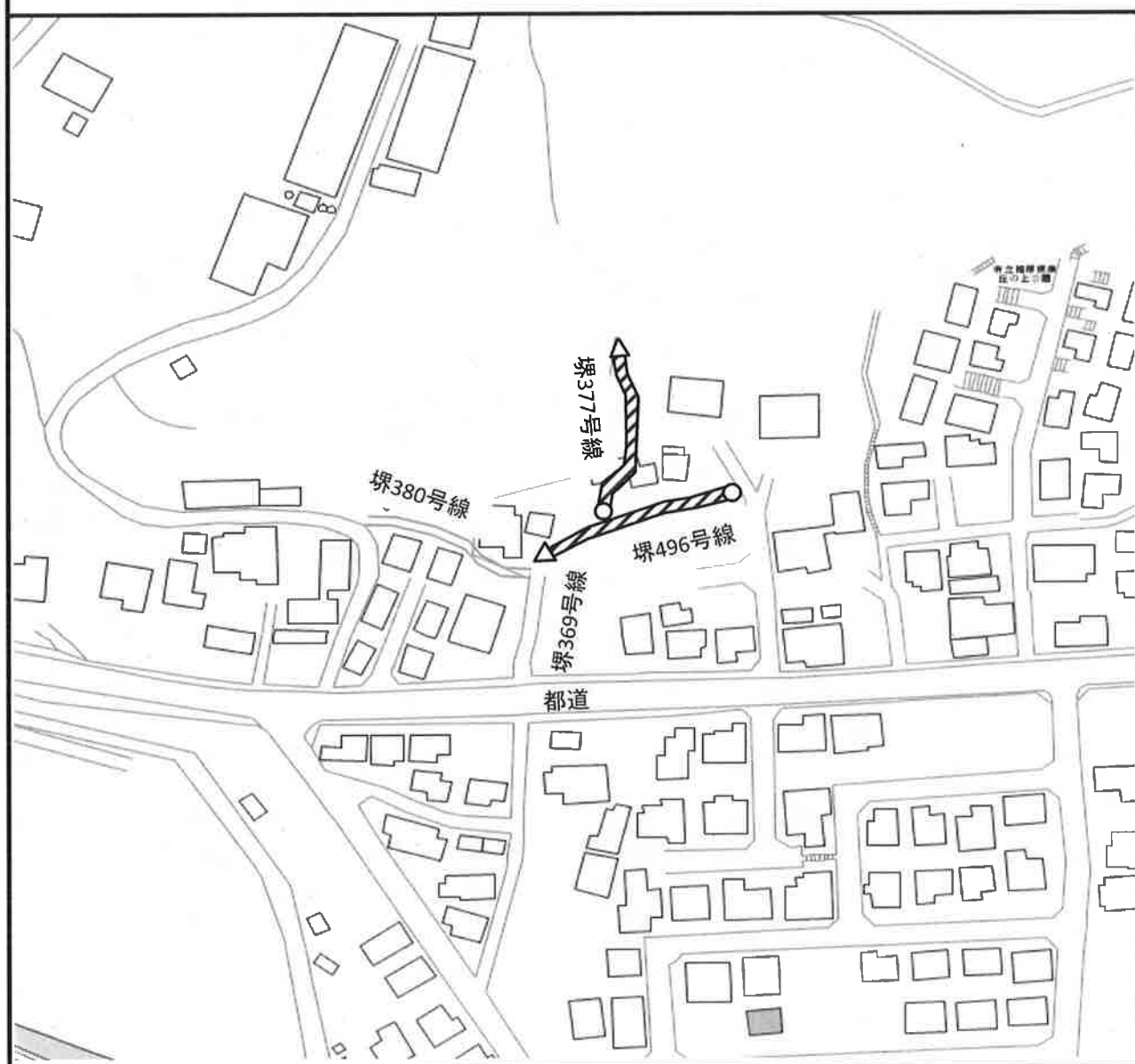
廃止する区間



市道路線の廃止略図

町田市相原町 地内
市道 堺377号線(一部)
堺496号線(全部)

廃止する区間

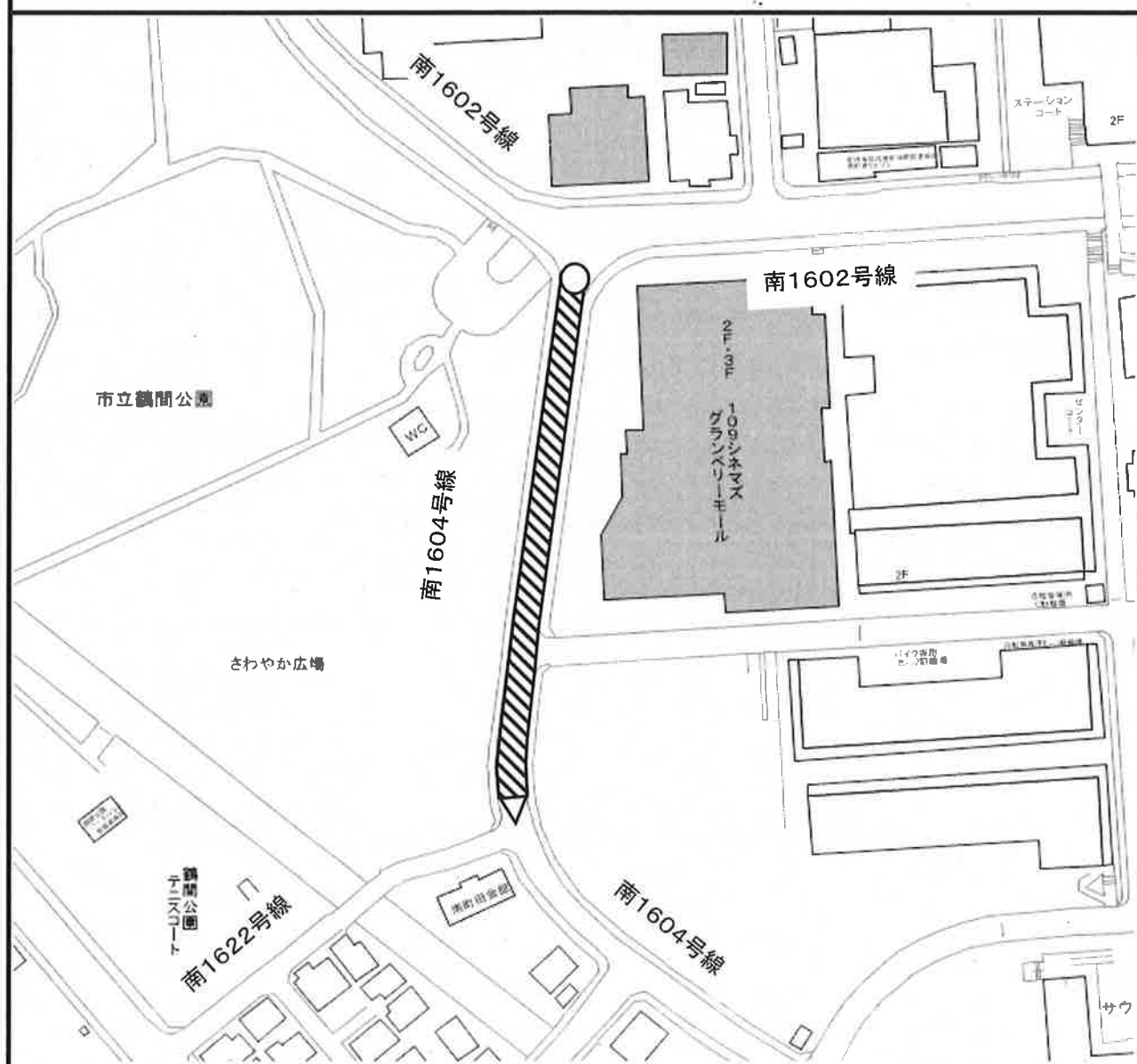


市道路線の廃止略図

町田市鶴間三丁目 地内
市道 南1604号線(一部廃止)



廃止する区間



市道路線の廃止略図

町田市小山町 地内

市道 堺103号線、堺109号線(一部)

堺110号線、堺1067号線(全部)

廃止する区間

